

滋賀県情報公開審査会の会議概要

県民活動生活課県民情報室

滋賀県情報公開条例に基づき、下記の事項を審議するため、滋賀県情報公開審査会を開催しました。

●名称：第277回滋賀県情報公開審査会

●日時：平成31年2月19日（火）午後1時32分～午後4時57分

●場所：大津市京町四丁目1-1
県庁本館4F 4-A会議室

●議事：

- 1 滋賀県公文書等の管理に関する条例案および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例案について

【質疑応答・意見等】

（委員） 各委員から事前に伺った意見とそれに対する回答というやり取りについて、本日の審議は滋賀県政にどのように反映されるのか。

（事務局） 条例案は現在議会に提案しているところではあるが、運用については、これから施行準備として検討することとなるので、本日いただいた御意見は実際の運用に反映させていきたい。

（委員） 改組する審議会は情報公開だけではないので、情報公開の観点からのみ考えるわけにはいかないが、新たな審議会の委員として行政OBを対象にするということに関しては、情報公開の分野では行政OBが公開に積極的ではない場合もあると考えられることから、個人情報保護や行政不服審査とはその性格において異なる部分があると考えます。

（委員） 近隣府県や大都市では行政OBが委員に就任している例は少ないこと、また、身内の人間が委員として入っていることは厳しく問われる時代でもあるので、行政OBが委員に入ることには抵抗がある。また、当初メディア関係者が委員の対象となっていなかったことについては憤慨している。

（事務局） 委員の構成については、御意見を踏まえて今後も検討していきたい。

(委員) 今回は事前に各委員に対して個別に意見を聴くという形となったが、このような審議は、委員が集まるこうした場において、一同で議論することに重要な意味があると考えている。

(事務局) このような審議の方法となったことについては、事務局側の不手際である。今後は審議会において協議の時間が十分に取れるよう事前の準備等について万全を期したい。

2 諮問第150号（公文書非公開決定に対する審査請求）の審議

対象公文書：特定事業者による不法投棄に関する文書

担当課：循環社会推進課（主務課所）、環境政策課（裁決担当課）

○実施機関から口頭説明を受け、事案の審議を行った。

3 諮問第146号、第147号および第149号（公文書一部公開決定に対する審査請求）の審議

対象公文書：滋賀県優生保護審査会関係文書

担当課：健康寿命推進課（主務課所）、健康福祉政策課（裁決担当課）

○事案の審議を行った。

4 その他

- 会議の公開・非公開：議事1に係る会議は公開で行い、議事2、3に係る会議は非公開で行いました。